5　「所得金額差引計（別表四「43の①」）㉑」及び「所得金額（別表四「43の①」）－㉙㉛」の各欄の記載に当たつては、震災特例法第15条第６項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、別表四「43の①」の外書の金額を「別表四「43の①」」の金額に加算して計算すること。

6　「適用年度終了の時における資本金等の額（別表五㈠「36の④」）（プラスの場合は０）㉘」の欄は、法人が平成23年４月１日以後に開始する事業年度において法第59条第３項の規定の適用を受ける場合についてのみ記載すること。

別表七㈠の記載要領に次の１号を加える。

7　「当期控除額（㉖、㉚と㉛のうち少ない金額）㉜」の欄は、法人が法第59条第３項又は平成23年旧法第59条第３項の規定の適用を受ける場合には、「㉖、」を消すこと。

別表七の１㈠の表中「連結欠損金額（別表四の二「50の①」）」を「連結欠損金額（別表四の二「52の①」）」に、「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表三「22」の合計）」を「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表三「23」の合計）」に、「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金及び解散の場合の欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表三「31」の合計）」を「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金及び解散の場合の欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表四「10」の合計）」に改め、同表の記載要領第１１号中「附則第26条第４項若しくは第７項」を「附則第26条第７項」に、「平成22年旧法第81条の９第２項各号」を「平成22年旧法第81条の９第２項第３号」に改め、同第十八号中「（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）」を削り、同号を同第十八号とし、同第五号を同第十六号とし、同号の次に次の１号を加える。

7　「⑬」又は「⑭」の欄に金額の記載がある場合の記載は、次によること。

(1)　最初の連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。㈡及び次号において同じ。）にあつては、「連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額（別表七の二付表二「３の計」）⑧」の欄は、

「連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額（別表七の二付表二「３の計」－各連結法人の別表七の二付表三「30」の合計）⑧」として記載すること。

(2)　最初の連結親法人事業年度以外の調整連結事業年度にあつては、「減算額（別表七の二付表二「19の計」）⑩」の欄は、「減算額（別表七の二付表二「19の計」＋各連結法人の別表七の二付表三「30」の合計）⑩」として記載すること。

別表七の１㈠の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

4　「翌期繰越額（(1)－(3)）」及び「(5)のうち特定連結欠損金額（(2)－(4)）(6)」の各欄は、「⑮」の欄に金額の記載がある場合にあつては、それぞれ「翌期繰越額（(1)－((3)＋各連結法人の別表七の二付表四「18」の合計）」及び「(5)のうち特定連結欠損金額（(2)－((4)＋各連結法人の別表七の二付表四「15」の合計）」として記載すること。

別表七の１㈡付表１の表中「当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二「47の①」－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額）のうち少ない金額）」を「当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二「49の①」－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額）のうち少ない金額）」に、「当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二「47の①」－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額－当該発生連結事業年度の(3)）のうち少ない金額）」を「当期控除額（当該発生連結事業年度の⑷と（別表四の二「49の①」－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額－当該発生連結事業年度の(3)）のうち少ない金額）」に、「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑻と（別表四の二付表「47の①」－当該発生連結事業年度前の⑰の合計額）のうち少ない金額）」を「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑻と（別表四の二付表「49の①」－当該発生連結事業年度前の⑰の合計額）のうち少ない金額）」に、「連結欠損金額（別表四の二「50の①」）／個別欠損金額（別表四の二付表「50の①」）」を「連結欠損金額（別表四の二「52の①」）／個別欠損金額（別表四の二付表「52の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の９第１項（連結欠損金の繰越し）」を削り、「法第81条の９第６項」を「同条第６項」に改め、同第１１号から第四号までを次のように改める。